

平成 30 年 9 月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0831 第 1 号」により、下記項目につき検体検査実施料が平成 30 年 9 月 1 日より新規適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシ ビタミンD	117 点	生化 I 144 点	「D007」 血液化学検査 の「30」	<p>ア ECLIA法を用いた 25-ヒドロキシビタミンDは、区分番号「D007」血液化学検査の「30」KL-6の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法により測定した場合にのみ算定できる。ただし、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り算定する。</p> <p>ウ 本検査を行う場合には、関連学会が定める実施方針を遵守すること。</p>

以上